

小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策についての計画(以下「計画」という。)を策定するため、小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 自殺対策への理解促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15人以内の委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民等 5人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健医療関係者 2人以内
- (4) 福祉関係者 3人以内
- (5) 教育関係者 2人以内
- (6) 労働衛生関係者 1人以内
- (7) 警察関係者 1人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告をする日までとする。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。